

社会福祉法人北明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条この規程は、社会福祉法人 北明会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

1. (1)常勤役員等については、報酬を支給する。
2. (2)非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の額)

第3条常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

1. (1)報酬については、別表第1に定める額
2. (3)通勤手当については、給与規程第22条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

1. (1)報酬については、別表第2に定める額
2. (2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程細則に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

1. (1)報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第6条に準じた日とする。
2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

1. (1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
2. (2)50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第9条当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第11条この規定の実施に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は令和2年1月1日施行し、令和2年3月1日から適用する。
2. この規程施行日の日から従前の役員及び評議員の報酬等に関する規程を廃止する

附 則

1. この規程は令和2年4月1日から適用する。

別表1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 880,000 円

別表2(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

名称	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事・顧問・相談役・外部委員

名称	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

名称	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

2. 理事長の職務は以下の内容とする

- ① 法人の代表としての職務
- ② 医師としての施設利用者の健康管理(365日/24時間電話対応)
- ③ 医師として必要時の往診の実施